

(別添書類第9号) 事業の施行に関して行政機関から認可等があったことを証する書類

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第10号で規定される「事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類」である。

本事業は、平成26年10月17日及び平成30年3月2日に、全国新幹線鉄道整備法第9条第1項の規定に基づき、工事実施計画について、国土交通大臣より認可を受けた事業である。以下、上記を証する書類を添付する。



国鉄施第75号

認可書

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 柘植 康英 殿

全国新幹線鉄道整備法第9条第1項に基づき、平成26年8月26日付け中第33号で申請のあった中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画（その1）については、認可する。

平成26年10月17日

国土交通大臣 太田 昭宏





国鉄施第205号

認 可 書

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 柘植 康英 殿

全国新幹線鉄道整備法第9条第1項に基づき、平成29年9月25日
付け中第82号で申請のあった中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画
(その2)については、認可する。

平成30年3月2日

国土交通大臣 石井 啓

